

## JPNIC プライマリルート認証局運営規程 改正案

### 第 1 条(目的)

本規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下 JPNIC という)の JPNIC プライマリルート認証局 (以下、本認証局と言う) の運営について内部牽制の機能する体制を整えることにより、JPNIC プライマリルート認証局の適正且つ効率的な運営に資することを目的とする。

### 第 2 条(本認証局の定義)

本認証局は、JPNIC が行う認証サービスにおいて最上位の認証局であり、下位認証局他に対して発行した電子証明書の正当性を JPNIC が証明する目的で運営されるものである。

### 第 3 条(本認証局の業務)

本認証局が行う業務は、次条で定義される JPNIC プライマリルート認証局 CPS (Certification Practice Statement) (以下、CPS と呼ぶ) に則って運用される。

### 第 4 条(CPS の定義)

CPS とは、JPNIC が認証サービスを利用する者他に対して、本認証局が行う業務の信頼性や安全性を示すため、本認証局の業務実施に関わる方針と、その方針の適用方法を記述した文書である。CPS は、理事会において定められる。

### 第 5 条(理事会の責務)

理事会は CPS を定めて、本認証局を設置する。

- 2 理事会は本認証局の運営に一義的に責任を持つ。
- 3 理事会は、第 7 条で定める JPNIC プライマリルート認証局運営委員会 (以下、認証局運営委員会と呼ぶ) を設置できる。

### 第 6 条(認証局業務を分掌する常務理事)

本認証局は、定款第 21 条 2 項及び第 22 条 2 項及び理事職務権限分掌規程第 7 条第 1 項第 1 号の定めに従い、「セキュリティー分野業務の執行に関する事項 (認証局の運用)」を分掌するとして理事会で選定された常務理事が業務を執行する。

### 第 7 条(認証局運営委員会)

認証局運営委員会は、「セキュリティー分野業務の執行に関する事項 (認証局の運用)」を分掌する常務理事の発議に基づき理事会により設置される。

- 2 認証局運営委員会は CPS の原案を作成し、理事会に提案することができる。

- 3 認証局運営委員会のメンバーは、理事長及び副理事長並びに専務理事及び常務理事から理事会の決議により選定される。
- 4 認証局運営委員会はメンバーの2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 議決方法は出席メンバーの過半数の賛成をもって決する。
- 6 2項及び3項における議決・報告等は定められたメーリングリスト宛の電子メールによって行うことができる。
- 7 認証局運営委員会は、オブザーバーとして会員及び外部有識者を募り、意見、助言の聴取をすることができる。
- 8 認証局運営委員会は、第9条で定める JPNIC プライマリルート認証局運用責任者（以下、運用責任者と呼ぶ）を指名する。
- 9 認証局運営委員会は、下位認証局の設置および廃止を行うことができる。

#### 第8条(認証局運営委員長の仕事)

認証局運営委員会の委員長（以下、認証局運営委員長）は、「セキュリティー分野業務の執行に関する事項（認証局の運用）」を分掌する常務理事とする。

- 2 認証局運営委員長は、認証局運営委員会の議長を務める。
- 3 認証局運営委員長は、本認証局の運営状況を定期的に、理事会に報告する。

#### 第9条(運用責任者の仕事)

運用責任者は、本認証局の運用を統括する。

- 2 運用責任者は本認証局の運用において、CPSに定める事項を遵守する。
- 3 運用責任者は、下位認証局の設置および廃止を認証局運営委員会に発議する。
- 4 運用責任者は、本認証局の運用状況を定期的に、認証局運営委員会に報告する。

#### 第10条(規程の変更)

この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

#### 第11条(その他)

この規程に定めるもののほか、本認証局の運用に関して必要な事項は理事会が定める。

#### 附則

- 1 この規程は2009年3月19日から施行する。
- 2 2013年6月21日付の改正は、2013年6月21日から施行する。